

ID: 396

担当部署: 上下水道局

処分の概要	撤去命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第13条					
例 規 番 号	平成17年条例第191号					
【根拠条文】 (不正工事の措置) 第13条 市長は、第7条第2項の検査の結果不合格となった者に対して、指定した日時までに改 造しない者又は不正若しくは虚偽の届出によって給水装置の工事を行った者については、そ の給水装置の撤去を命ずることができる。ただし、所定の期限内に撤去しないときは、市長 がこれを撤去し、その費用は所有者から徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			